

一般社団法人山梨県言語聴覚士会

休会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人山梨県言語聴覚士会（以下「当法人」という）定款第6条に記載された正会員の休会に関し定めることを目的とする。

(休会)

第2条 当法人の会員で、海外留学、長期病氣療養、出産・育児、介護等の理由により、会員としての活動ができない場合は、休会することができる。

2 休会中は会員としての身分は保留のままとする。

(休会期間)

第3条 休会期間は当法人の事業年度（4月1日～翌3月31日）の単位とする。

2 休会期間は最大で3年間とし、連続的若しくは断続的にとることができる。ただし、特別な理由がある場合、理事会の承認を経て最大休会期間を延長することができる。

(休会申請)

第4条 休会しようとする会員は、所定の休会申請書に必要事項を記載のうえ、当法人事務局に提出し理事会において承認を得なければならない。

2 休会者が継続して次年度の休会を希望する場合は、前項と同様に休会申請書を当法人事務局に提出し理事会の承認を得なければならない。このとき第4条第3項(3)の規定は適用外とする。

3 休会申請には以下の条件を満たす必要がある。

(1) 休会しようとする年度の前年度の12月末日までに休会申請書を提出すること。

(2) 休会理由の根拠となる第三者による証明書（様式は不問）を添付すること。

(3) 休会しようとする年度の前年度までの会費が完納されていること。

(4) 休会しようとする年度の前年度までの休会期間が合計2年間を超えないこと。

4 第3条第2項のただし書きの規定により最大休会期間を延長しようとする者は、前項(4)の規定にかかわらず休会申請書に延長理由を明記のうえ、休会申請を行うことができる。

(権利等の制限)

第5条 休会期間中は、当法人会員としての次の各号の権利の行使を制限する。

(1) 役員選挙の選挙権及び被選挙権

(2) 社員にあっては社員総会での議決権

(3) 当法人が主催する学術大会及び研修会への参加（会員外としての参加は不問）

(4) 県士会定期刊行物、学術大会抄録、各種研修会等の案内の受取

(休会中の会費)

第6条 休会期間中は会費を免除とする。

(自動復会と休会期間中での復会)

第7条 休会者が次年度の休会申請書を12月末日までに法人事務局に提出しない場合は、休会期間終了直後の4月1日に自動的に復会するものとする。

2 休会期間中での復会を希望する休会者は、復会希望日の前月20日までに所定の復会申請書を事務局に提出し、当年度の会費を納めることをもって復会することができる。

(改廃)

第8条 この規程は、理事会の決議により改廃することができる。

附則

1 この規程は、平成31年4月12日から施行する。